

長久手市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン (案)

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。

(2) 公共的団体

自治会連合会、区会、商工会、その他の団体をいう。

(3) 公共空間

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

(4) 画像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

3 管理体制

(1) 管理責任者の指定

市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場

合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の機器の操作や画像の視聴を禁止する。

4 防犯カメラの設置及び利用

(1) 設置及び利用の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

(2) 設置及び利用の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。

(3) 設置の許可

設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとする。

5 画像の取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書によるものとする。）

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき本人へ提供する場合

(3) 画像の閲覧・提供時の身元確認

設置者等は、画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録するものとする。

(4) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出し・転送をしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大1か月）とする。

エ 画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去するか、上書きにより消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくものとする。

6 苦情及び問い合わせへの対応

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

7 個人情報の保護に関する法律の遵守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、公共的団体が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほかに、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

8 設置・運用要領の作成

設置者は、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう、このガイドラインの1から7に基づいて設置・運用要領を策定するものとする。

9 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。

10 業務の委託

設置者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラの適切な運用が行われるように努めなければならない。

11 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策に十分な配慮をするものとする。